八橋海岸西側トイレ解体工事

図面番号	図面名称	図面番号	図面名称
Ａ－１	タイトル	Ａ－５	立面図、断面図、建具表
Ａ－２	解体特記仕様書	Ａ－６	仮設計画図、外部撤去図
Ａ－３	配置図、付近案内図、工事概要	Ａ－７	機械設備撤去図
Ａ－４	平面図、各伏図、仕上表		

㈲アーク設計工房
琴浦事務所

HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE		NO.
			八橋海岸西側トイレ解体工事		Ａ － １
			タイトル	S=1:100	DRAWING NO 2026.10

ARCH 琴浦事務所
有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

八橋海岸西側トイレ解体工事　特記仕様書

Ⅰ．工　事　概　要

1．工 事 場 所　　鳥取県東伯郡琴浦町八橋1469-41
2．敷 地 面 積　　３３.６７ ㎡
3．地 域 地 区　　都市計画地域（⊙内　・外）　市街化調整区域（・内　・外）
　　用途地域（　　指定なし　）　防火地域（　　指定なし　）
4．建 物 概 要

番号	名　称	工事種別	構　造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
1	八橋海岸西側トイレ	解体	ＣＢ造	1	10.30	10.30

Ⅱ．建築工事仕様

1．共通仕様
（1）図面及び本特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「建築物解体工事共通仕様書　令和４年版」（以下、「解体共通仕様書」という。）による。
解体共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版（以下、「標準仕様書」という。）及び「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和７年版（以下、「改修標準仕様書」という。）による。

2．特記仕様
（1）項目は⊙印のついたものを適用する。
（2）特記事項は⊙印のついたものを適用する。
⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する。
⊙印と㊟印のついた場合は共に適用する。
（3）特記事項に記載の［　］内表示番号は、解体共通仕様書の当該項目を示す。
（4）特記事項に記載の（　）内表示番号は、改修標準仕様書の当該項目を示す。
（5）特記事項に記載の＜　＞内表示番号は、標準仕様書の当該項目を示す。
（6）G 印は、「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（平成１２年法律第１００号）」に基づく「環境物品等の調達の調達の推進に関する基本方針（令和４年２月２５日変更閣議決定）」に定める特定調達物品における判断の基準（特定調達品目「公共工事」においては表１中の品目ごとの判断の基準）を満たすものを示す。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目等の使用が困難な場合には、監督職員と協議する。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1	適用基準等	・ 建築工事標準詳細図（令和４年版）国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課
	2	電気保安技術者	配置する　［1．3．3］
	3	施工条件	［1．3．5］ ８章 電気設備、９章 機械設備及び現場説明書の施工条件明示による
	4	工事安全計画書	［1．3．6～8］ 建築工事安全施工技術指針及び建設工事公衆災害防止対策要綱に基づき、工事安全計画書を監督職員に提出する。 詳細は、現場説明書による
	5	発生材の処理	現場説明書の施工条件明示６章環境配慮改修工事による　［1．3．10］
	6	施工数量調査	［1．5．2］ 調査範囲及び調査方法　※ 図示　・ 現場説明書の施工条件明示による 調査報告書　提出２部
	7	技能士	［1．6．2］
	8	完成時の提出図書	（1．9．1～2） 現場説明書の施工条件明示による　又は　10 その他 3　完成時の提出書類による
2 仮設工事	1	騒音・粉じん等の対策	［2．2．1］ 騒音・粉じん等の対策　※ 防音パネル　・ 防音シート　⊙養生シート等（隔離養生） 防音パネル、 防音シート、養生シート等を取り付ける足場の設置範囲 ※ 工事に必要な範囲　⊙ 図示による
	2	足場等	［2．2．2］ 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。
	3	監督職員事務所等	［2．3．1］ ※ 設けない ・ 既存建物内の一部を使用する（場所　　） ・ 設ける 現場に設置する備品等は、現場説明書の施工条件明示による
	4	山留めの撤去	鋼矢板等の抜き跡の処理　［2．4．3］ ・ ・
	5	工事用水	構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない
	6	工事用電力	構内既存の施設　・ 利用できる（ ※ 有償　・ 無償）　※ 利用できない

章		項　目	特　記　事　項
3 解体施工	1	事前措置	９章 機械設備による。それ以外は下記による　［3．2．1］ 浄化槽、排水槽等の汚水、汚物等の事前回収、洗浄、消毒等の措置 ・ 行う　・ 行わない オイルタンク、オイルサービスタンク及び配管内の廃油の事前回収、洗浄等の措置 ・ 行う（廃油の処理は５章による）　・ 行わない
	2	基礎等	解体範囲　※ 捨てコンクリートまで解体（地業は存置）　［3．9．1］ ・
	3	杭の解体	［3．9．2］ 杭の解体　・ 行う（解体方法　・ 引抜き工法　・ 破砕による解体） 引き抜き跡の処理　※解体後の埋戻し及び盛り土による材料で充填 ・ 杭の処理　※現場説明書の施工条件明示による ・ 行わない
	4	さく、照明設備等の附属物	附属物の解体　・ 行う　・ 行わない　［3．10．1］
	5	構内舗装、樹木等	舗装の路盤の解体　・ 行う　・ 行わない　［3．11．1］ 樹木等の伐採伐根及び移植　・ 行う　・ 行わない
	6	地下埋設物及び埋設配管	地下埋設物及び埋設配管の解体　⊙ 行う　・ 行わない　［3．12．1］
	7	埋戻し、盛土及び地均し	解体後の埋戻し及び盛土　［3．13．1］ ⊙ 行う 整地高さ　⊙ 現状ＧＬ　・ 図示 埋戻し及び盛土の材料 ・ 山砂の類（真砂土）　・ 他現場の建設発生土の中の良質土 ・ 再生コンクリート砂　⊙ 現場発生の良質土　⊙ 再生砕石 ・ 行わない
4 建設廃棄物の処理	1	再資源化等	建設廃棄物の種類及び中間処理施設又は再資源化施設　［4．4．1］ ※ 現場説明書の施工条件明示による　⊙ コンクリート、アスファルト、~~木材、舗材~~
	2	産業廃棄物広域認定制度	［4．4．2］
	3	最終処分	最終処分する建設廃棄物の種類及び最終処分場　［4．4．3］ ※ 現場説明書の施工条件明示による　⊙ 石綿含有吹付材
	4	処理に注意を要する建設廃棄物	処理に注意を要する建設廃棄物の処理　［4．5．1］ ※ 現場説明書の施工条件明示による　・
5 特別管理産業廃棄物の処理	1	特別管理産業廃棄物の処理等	８章 電気設備、９章 機械設備による。それ以外は下記による　［5．4．1］ ・ ＰＣＢを含む機器類の処理 分析調査　・ 行う　採取場所（　　） 除去範囲　※ 図示　・ ・ ＰＣＢ含有シーリング材の処理 分析調査　・ 行う（分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示　・ ・ 廃油の処理 処分方法　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 除去範囲　※ 図示　・ ・ 廃酸・廃アルカリの処理 除去範囲　・ 臭化リチウム（直だき吸収冷温水機） ・ 鉛蓄電池及びアルカリ蓄電池の電解液 ・ 処分方法　・ 中和処理　・ 焼却処分　・ 中間処理施設で再生処理 ・ ダイオキシン類の処理 サンプリング調査　・ 行う （分析方法、採取箇所数は、現場説明書の施工条件明示による） 除去範囲　※ 図示　・ 解体方法　・ 処分方法　・
6 石綿含有建材の除去等	1	調査	調査　［1．4．1］ ※ 石綿含有建材の事前調査　⊙ 不要 工事着手に先立ち、あらかじめ関係法令に基づき、石綿含有建材の事前調査を行う。 貸与資料（⊙ 事前調査資料等　　） ・ 分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法

材料名	分析方法（定性）JIS A 1481-1又はJIS A 1481-2	分析方法（定量）JIS A 1481-3又はJIS A 1481-4
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所
	・ 箇所	・ 箇所

材料が仕上塗材の場合は、層ごとの分析を行うこと
サンプル数　１箇所あたり３サンプル
採取箇所　・ 図示　・

章		項　目	特　記　事　項
6 石綿含有建材の除去等	2	石綿粉じん濃度測定	・ 測定時期、場所及び測定点　［6．1．3］

適用	測定名称	測定時期	測定場所	測定点（各施工箇所ごと）
・	測定１	処理作業前	処理作業室内	・ 計　点
・	測定２		調査対象室外部の付近	・ 計　点
・	測定３	処理作業中	処理作業室内	・ 計　点
※	測定４		セキュリティゾーン入口	・ 計　点
※	測定５		集じん・排気装置の排出口（処理作業室外の場合）	出口吹出し風速１ｍ／ｓ以下の位置　・ 計　点
※	測定６		処理作業室外・施工区画周辺　・敷地境界	・ 計　点
※	測定７	処理作業後（シート養生中）	処理作業室内	・ 計　点
・	測定８	処理作業後（シート撤去後１週間以降）	処理作業室内	・ 計　点
・	測定９		調査対象室外部の付近	・ 計　点

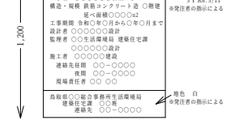
測定方法
・ 自動測定器による測定

測定名称	測定方法
・ 測定4　・ 測定5 ・ 測定（　　）	粉じん相対濃度計(デジタル粉じん計)、パーティクルカウンター、繊維状粒子自動測定器(リアルタイムファイバーモニター)等の粉じんを迅速に測定できる機器を用いた測定

・ JIS Ａ 3850-1に基づいた測定

測定名称	メンブレンフィルタ直径（mm）	試料の吸引流量（ｌ/ｍｉｎ）	試料の吸引時間（ｍｉｎ）
・ 測定4　・ 測定5　・ 測定（　　）	25	5	30
・ 測定（　　）	47	10	120
・ 測定（　　）	47	10	240
・ 測定（　　）			

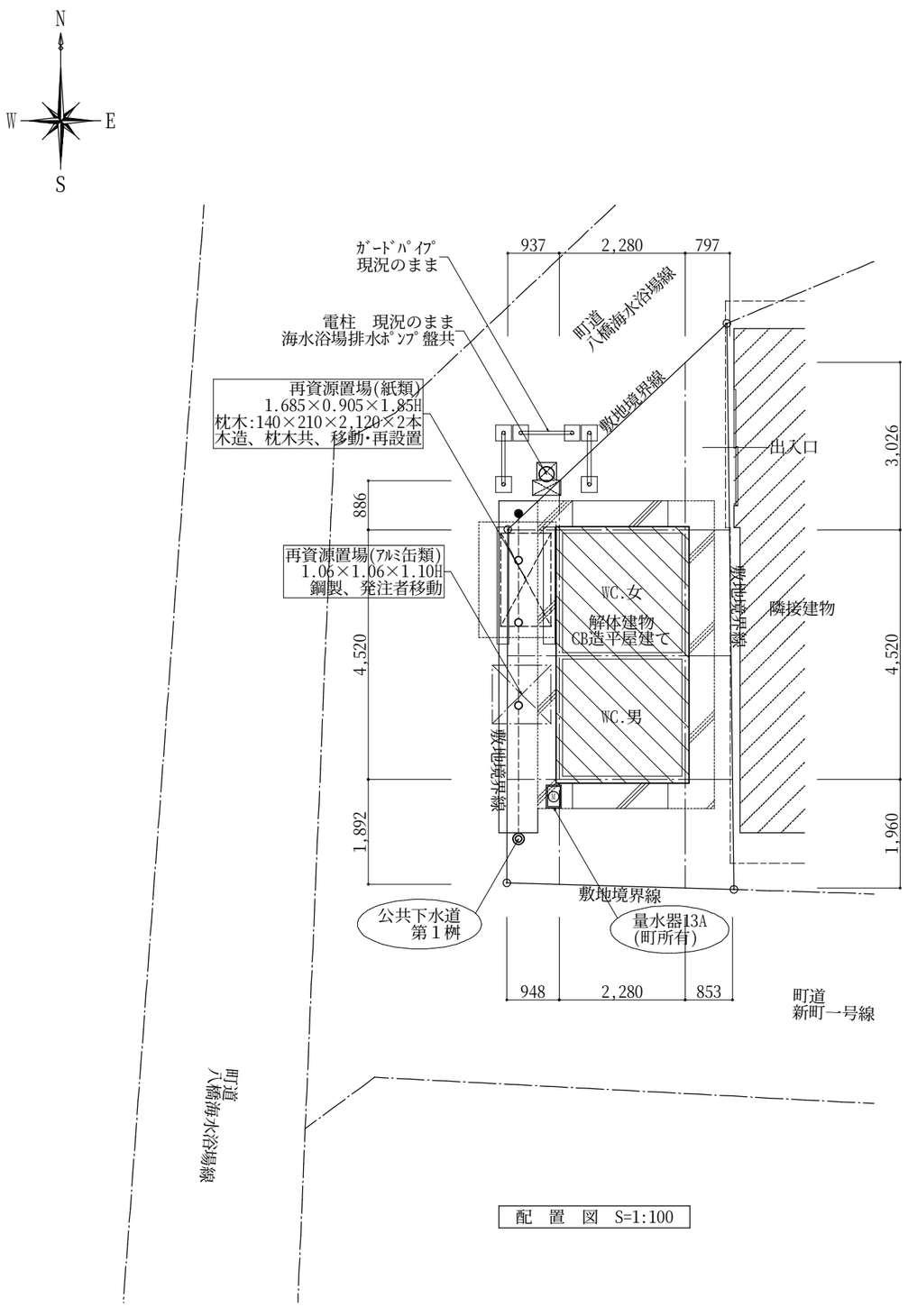
6 石綿含有建材の除去等	3	石綿含有建材の除去	⊙ 石綿含有吹付け材の除去　［6．3．2、6．3．3］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去工法　※ 解体共通仕様書6.3.2(1)による ⊙ ディスクグラインダーケレン工法 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置　※ 湿潤化　・ 固形化　⊙ 集塵 除去した石綿含有吹付け材等の処分 ⊙ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設） ・ 石綿含有保温材等の除去　［6．4．1、6．4．4］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去方法　※ 原形のまま、手ばらし ・ 破壊して除去 除去した石綿含有保温材等の処分 ・ 埋立処分（管理型最終処分場）　・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種以外）の除去　［6．5．4］ 除去範囲　※ 図示　・ 除去した石綿含有成形板の処分 ・ 石綿含有せっこうボード ※ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有成形板（石綿含有けい酸カルシウム板第1種）の除去 除去範囲　※ 図示　・ 養生方法　・ 除去した石綿含けい酸カルシウム板第1種の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） ・ 石綿含有仕上塗材又は石綿含有成形板（下地調整材）の除去 下記以外は、解体共通仕様書6.1、6.2.1～6.2.4及び6.2.6による 除去工法　・ ※ 石綿障害予防規則（平成十七年二月二十四日厚生労働省令第二十一号）第６条による措置と同等以上の効果を有する措置とされる工法 ・ 集じん装置併用手工具ケレン工法 ・ 集じん装置付き高圧水洗工法（15ＭＰａ以下、30～50ＭＰａ程度） ・ 集じん装置付き超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 超音波ケレン工法（ＨＥＰＡフィルター付き掃除機併用） ・ 剥離剤併用手工具ケレン工法 ・ 剥離剤併用高圧水洗工法（30～50ＭＰａ程度） ・ 剥離剤併用超高圧水洗工法（100ＭＰａ以上） ・ 剥離剤併用超音波ケレン工法 ・ 集じん装置付きディスクグラインダーケレン工法 除去対象範囲　※ 図示 作業場の隔離　※ 行わない　・ 行う 試験施工　※ 行わない　・ 行う 除去した石綿含有仕上塗材の処分 ・ 埋立処分（安定型最終処分場）　・ 埋立処分（管理型最終処分場） ・ 中間処理（溶融施設又は無害化処理施設） 除去した石綿含有仕上塗材の保管、運搬及び処分 ※ 解体共通仕様書6.3.3による　・ 確認及び後片付け　※ 解体共通仕様書6.3.4の(ア)、(イ)、(ウ)及び(カ)による ・
7 特殊な建設副産物の処理	1	調査	調査　［7．1．3］ 分析による特殊な建設副産物の調査 ・ 行う　採取場所（　　）
	2	特殊な建設副産物の処理等	９章 機械設備による。それ以外は、下記による。　［7．3．1］ フロン類を使用している設備機器 ・ 冷凍機の冷媒 ・ パッケージ形空気調和機の冷媒 ・ ルームエアコンディショナーの冷媒 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象になっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の資料を提出する。 ・ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し フロン類以外の特殊な建設副産物を使用している設備機器等 ・ ・

章		項　目	特　記　事　項
8 電気設備	1	発生材の処理等	下記以外は、現場説明書の施工条件明示による 1）引渡しを要するもの　・ 無　・ 有 （　・ 金属類　・ 盤類　・ 電線、ケーブル　・　　） 2）特別管理産業廃棄物　・ 無　・ 有 （　・ ＰＣＢ使用機器　・ 石綿含有設備資機材） ＰＣＢ使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量ＰＣＢ分析結果（　・ 無　・ 有） 撤去する変圧器等は製造年、品番等を確認し微量ＰＣＢ分析の要否を判定する。 撤去する変圧器等の微量ＰＣＢ分析を行う。 分析費（ ※ 別途　・ 本工事） ＰＣＢ使用機器搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ＰＣＢ使用機器収納容器　※ 別途　・ 本工事（用途　　） 石綿含有設備資機材は関係法令に従い適切に処理する。 撤去する石綿含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認し石綿含有の有無を判定する。 撤去する石綿含有設備資機材の分析を行う。 分析費（ ※ 別途　・ 本工事） 石綿含有資機材の搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） 3）再生資源化を図るもの　・ 無　・ 有（・ 蛍光管　・ 小形二次電池） 搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） 4）上記１）～３）に該当しない発生材　・ 無　・ 有 搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事）
9 機械設備	1	発生材の処理等	下記以外は、現場説明書の施工条件明示による 1）引渡しを要するもの　⊙ 無　・ 有 （　・ 金属類　・ 機器類　・　　） 2）特別管理産業廃棄物処理　⊙ 無　・ 有 （　・ 廃油　・ 石綿含有資機材　・　　） 特別管理産業廃棄物は関連法令等に従い適切に処理する。 ・ 廃油の処理は関係法令による。なお、撤去に際しては、火気の使用を禁止する。 廃油搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） ・ 石綿含有資機材 （　・ 配管フランジ接合部及びバルブガスケット　・ ダクトパッキン ・ 煙道用パッキン　・ たわみ継手　・ 配管保温材　・　　） 上記以外に撤去する機器は製造年、品番等を確認し石綿含有の有無を判定する。 石綿含有資機材の処理は関係法令による。 石綿含有資機材の搬出処理費（ ※ 別途　・ 本工事） 3）特殊な建設副産物の処理 ・ フロン系冷媒処理 フロン系冷媒は関係法令等に従い適切に処理する。対象機器は図示による。 回収処分費（ ※別途　・ 本工事） ・ 臭化リチウムの処理 臭化リチウム水溶液は関係法令等に従い適切に処理する。 対象機器は図示による。 回収処分費（ ※別途　・ 本工事）
10 その他	1	建設発生土の処理	※ 現場説明書の施工条件明示による　＜3．2．5＞ ・ 構内指示場所に散き均し ・ 構内指示場所に堆積 ⊙ 構外指示場所に搬出（帽子取）
	2	表示板	※　解体、新築工事に使用　　記入要領 1．書体は角ゴシックとする。 ※　工事表示板 
	3	完成時の提出図書（1．7．1~3）	※ 電気設備完成図 ※ 機械設備完成図（給排水配管の存在を確認した場合に限る）
	4	保全に関する資料（1．7．3）	下記のものをＡ４版ファイルにて監督職員に提出する。 ・ 機器性能試験成績書及び取扱説明書 ・ 保証書 ⊙ 官公署届出書類（保守に必要とするもの）
	5	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。 （保険の加入期間は、工事完成引き渡しまで（概ね工期＋２１日）とする。）

HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE	S
			八橋海岸西側トイレ解体工事 解体工事仕様書（１）	NO SCALE

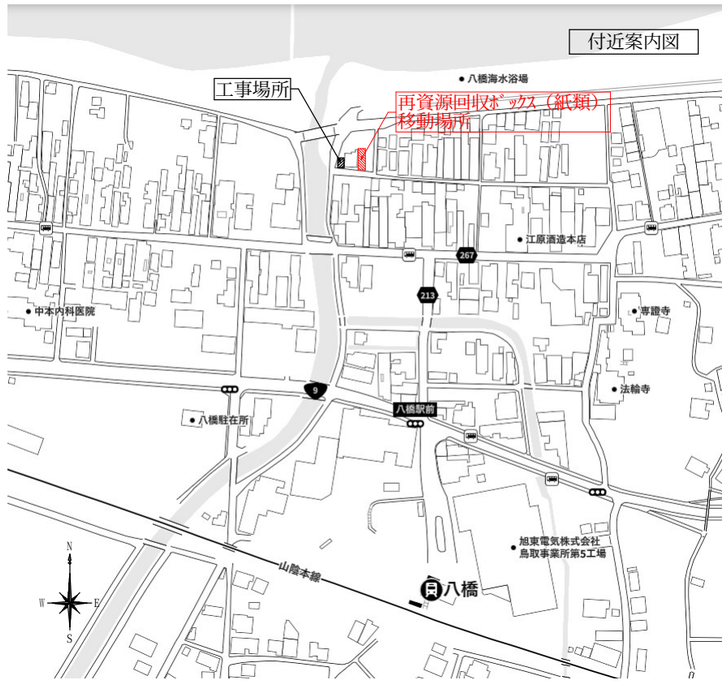
ARCH 琴浦事務所
有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

NO. A － 2
DRAWING NO 2026.10



配　置　図　S=1:100

付近案内図



※　工事概要

○　既存公衆用トイレの解体（CB造平屋建て、床面積:10.30m2、高さ:2.60m）

○　解体工事着工前に再資源回収ﾎﾞｯｸｽ（紙類）は発注者の指示場所に移動・再設置する（付近案内図参照）

○　既存建物周囲アスファルト舗装は撤去図に示す範囲をカッター切断のうえ撤去・処分とする

○　建物解体後はアスファルト舗装撤去範囲までアスファルト舗装(A-4-15)とする

○　アスファルト舗装は密粒度アスコン40ｔ、再生クラッシャラン150tとする

○　工事中は関係者以外の侵入を防ぐため、A型バリケードにより区画する（仮設計画図参照）

○　上記区画により周囲町道は昼間作業時は通行禁止とするが、夜間は通行可能とする

○　上記区画により周囲町道の通行禁止時間は　8:30～16:30　とする（協議により決定）

○　建物北側(海側)の電柱及びガードパイプは現況のままとする

○　建物周囲(特に東側の隣接建物)は空地が狭いため、解体時には充分に留意し、第三者の侵入を防ぐこと

○　外壁及び軒裏のリシン吹付にはアスベストが混入している

○　外壁及び軒裏のリシン吹付の撤去はディスクグラインダーケレン工法（集塵機能付）とする

○　リシン吹付の撤去に際し、隔離養生を行うが負圧隔離は不要(床面:0.15tｼｰﾄ2重、立上り面・上部面:0.1tｼｰﾄ)

○　隔離は足場+養生シートにて行い、東・北側は単管１本足場、南・西側はクサビ足場(W=600)とする

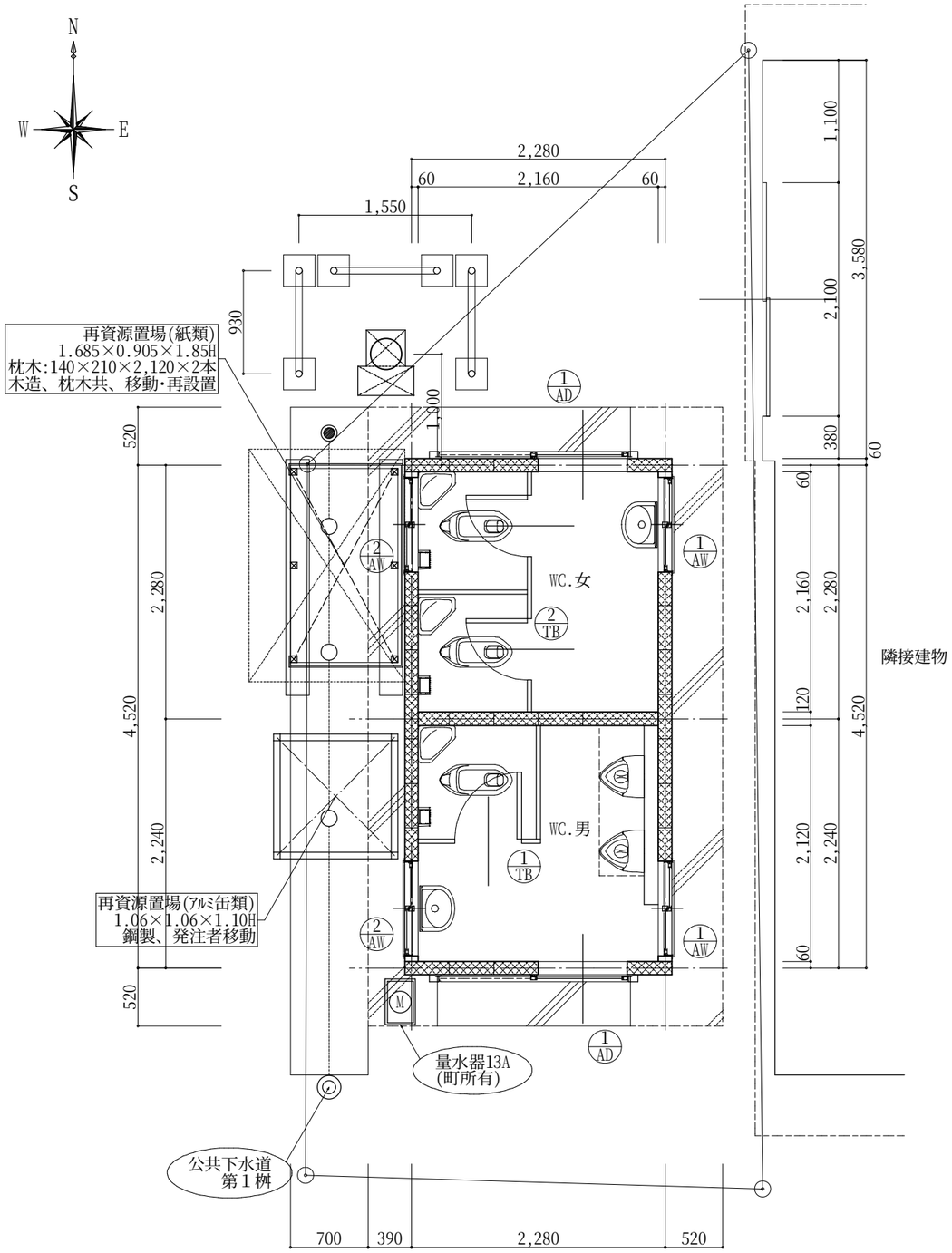
○　基礎の形状は不明のため、図示形状と著しく異なる場合は数量の変更について協議する

○　水道管の撤去は量水器以降とする（量水器は町とする）

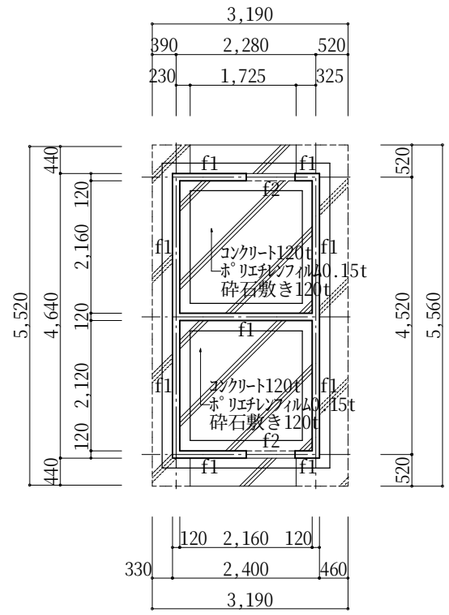
○　排水管の撤去は公共下水道第１桝以降とする（公共下水道第１桝は町所有）

HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE			NO.
			八橋海岸西側トイレ解体工事			A － 3
			配置図、付近案内図、工事概要	S=1:100		DRAWING NO 2026.10

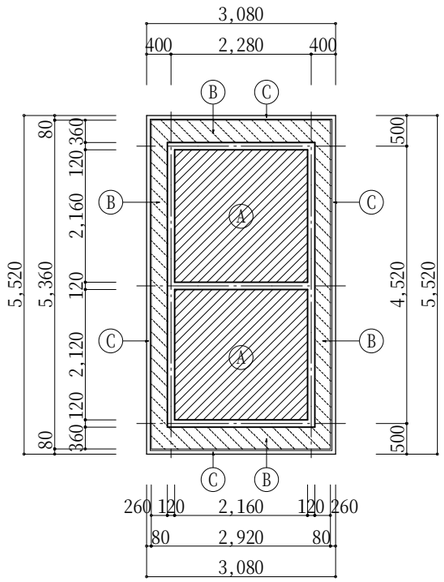
ARCH 琴浦事務所
有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599



平　面　図　S=1:50



基礎伏図　S=1:100



天井伏図　S=1:100

Ⓐ　天井：木毛板30t

Ⓑ　軒裏：ﾘｼﾝ吹付け
(ｱｽﾍﾞｽﾄ混入)

Ⓒ　軒裏：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し

外部仕上表

屋根：ｺﾝｸﾘｰﾄ130～150t直均し(軒先：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し)

軒裏：ﾘｼﾝ吹付け(ｱｽﾍﾞｽﾄ混入)ｺﾝｸﾘｰﾄ下地、一部打放し、軒先部：ｺﾝｸﾘｰﾄ打放し W=80

外壁：ﾘｼﾝ吹付け(ｱｽﾍﾞｽﾄ混入)CB120t下地、一部ﾓﾙﾀﾙ

根廻り：ｺﾝｸﾘｰﾄ型枠はずしのまま

ﾎﾟｰﾁ：ｺﾝｸﾘｰﾄ130～150t直均し

犬走り：ｺﾝｸﾘｰﾄ100t直均し

内部仕上表

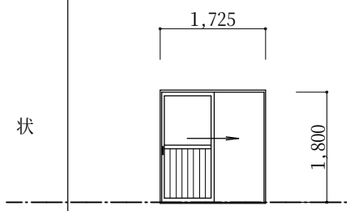
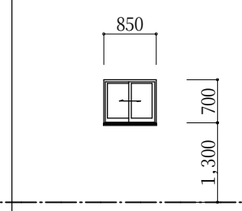
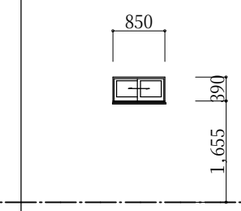
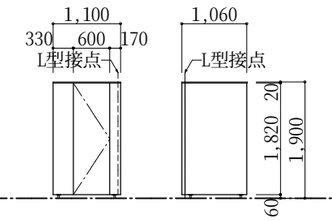
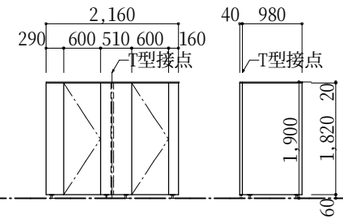
W.C　男	W.C　女
床：ﾓﾙﾀﾙ塗り30t　※小便器床部：ﾓﾙﾀﾙ増塗り20t	床：ﾓﾙﾀﾙ塗り30t
内壁：CB120t(化粧積)一部ﾓﾙﾀﾙ	内壁：CB120t(化粧積)一部ﾓﾙﾀﾙ
天井：木毛板30t(ｺﾝｸﾘｰﾄ打込み)　CH=2,270	天井：木毛板30t(ｺﾝｸﾘｰﾄ打込み)　CH=2,270
ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ40t、H=1,900	ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ：ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ40t、H=1,900
小便器部ﾗｲﾆﾝｸﾞ：ﾓﾙﾀﾙ塗り、H=1,300、CB100t下地	
和風便器×1、ﾛｰﾀﾝｸ×1、紙巻器×1	和風便器×2、ﾛｰﾀﾝｸ×2、紙巻器×2
床置き小便器×2、手洗器×1、水石けん入×1	手洗器×1、水石けん入×1

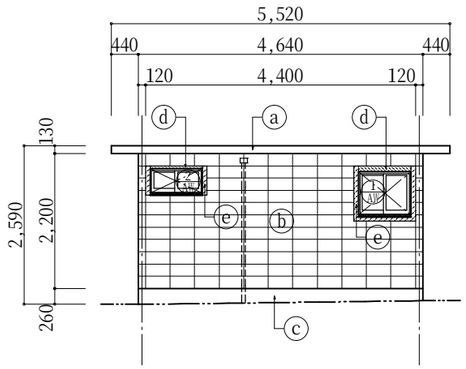
HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE	
			八橋海岸西側トイレ解体工事	
			平面図、各伏図、仕上表	S=1:50 S=1:100

ARCH 有限会社 アーク設計工房
琴浦事務所
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

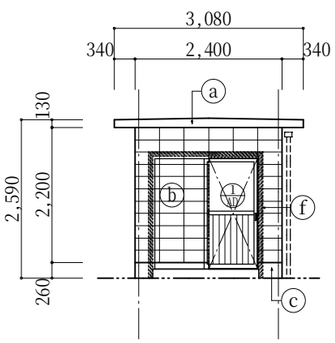
NO. A－4
DRAWING NO 2026.10

建　具　表

符号・名称		1 AD　ｱﾙﾐ片引き戸		1 AW　ｱﾙﾐ2枚引違い窓		2 AW　ｱﾙﾐ2枚引違い窓		1 TB　ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ　WC.男		2 TB　ﾄｲﾚﾌﾞｰｽ　WC.女	
形　状											
見込	数量	60	2	70	2	70	2	40	1	40	1
材　質		枠：ｱﾙﾐ、腰：ｱﾙﾐﾊﾟﾈﾙ2t		枠：ｱﾙﾐ		枠：ｱﾙﾐ		両面ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ		両面ﾎﾟﾘ合板ﾌﾗｯｼｭ	
ガラス		型板ｶﾞﾗｽ F4		型板ｶﾞﾗｽ F4		型板ｶﾞﾗｽ F4					
金物・備考		南京錠、ｱﾙﾐ引手		下部ｱﾙﾐ水切、ｸﾚｾﾝﾄ錠		下部ｱﾙﾐ水切、ｸﾚｾﾝﾄ錠		ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ×2、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ×1、ﾗﾊﾞﾄﾘｰ表示器×1、ｱﾝｸﾞﾙｾｯﾄ×6 笠木金物、ﾌﾛｱｰｻﾎﾟｰﾄ×4		ﾗﾊﾞﾄﾘｰﾋﾝｼﾞ×4、ﾗﾊﾞﾄﾘｰｽﾄﾗｲｸ×2、ﾗﾊﾞﾄﾘｰ表示器×2、ｱﾝｸﾞﾙｾｯﾄ×9 笠木金物、ﾌﾛｱｰｻﾎﾟｰﾄ×6	



東面立面図　S=1:100



南面立面図　S=1:100

ⓐ 軒先部 コﾝｸﾘｰﾄ打放し

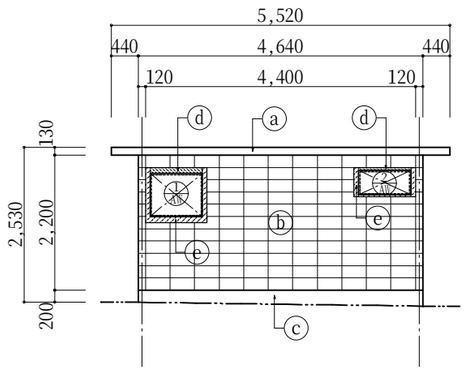
ⓑ 外壁：ﾘｼﾝ吹付け(ｱｽﾍﾞｽﾄ混入) CB120t(一部ﾓﾙﾀﾙ)下地

ⓒ 立上り：型枠はずしのまま

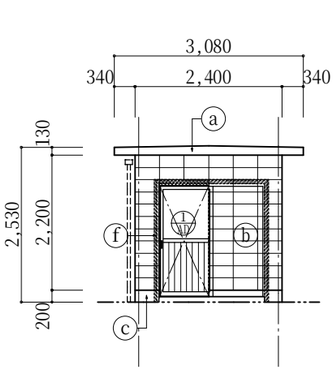
ⓓ ﾓﾙﾀﾙ詰め70t

ⓔ ﾓﾙﾀﾙ詰め120t

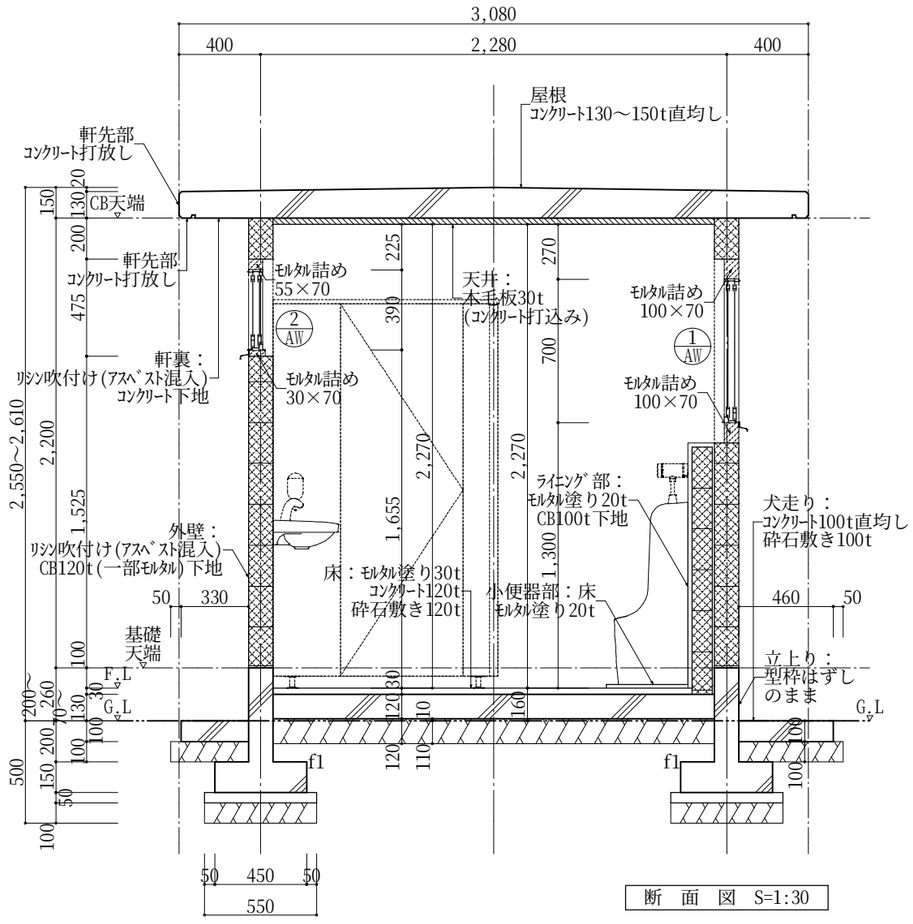
ⓕ 役物ﾓﾙﾀﾙ塗り 70×60



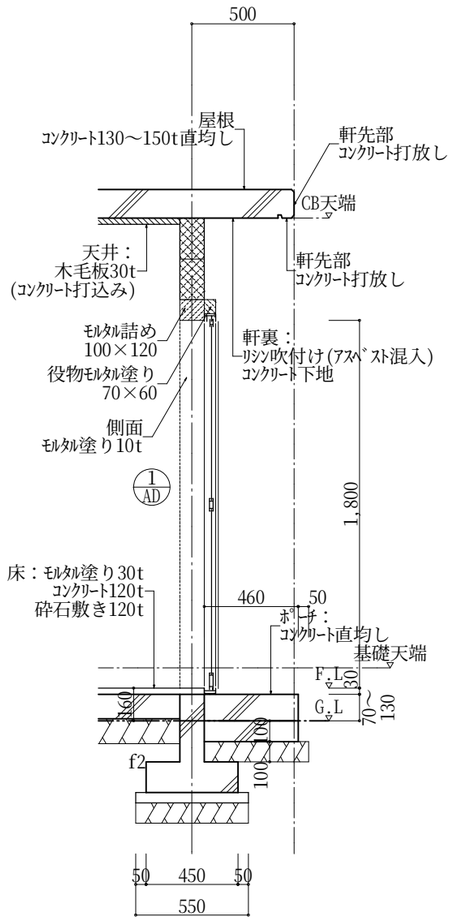
西面立面図　S=1:100



北面立面図　S=1:100

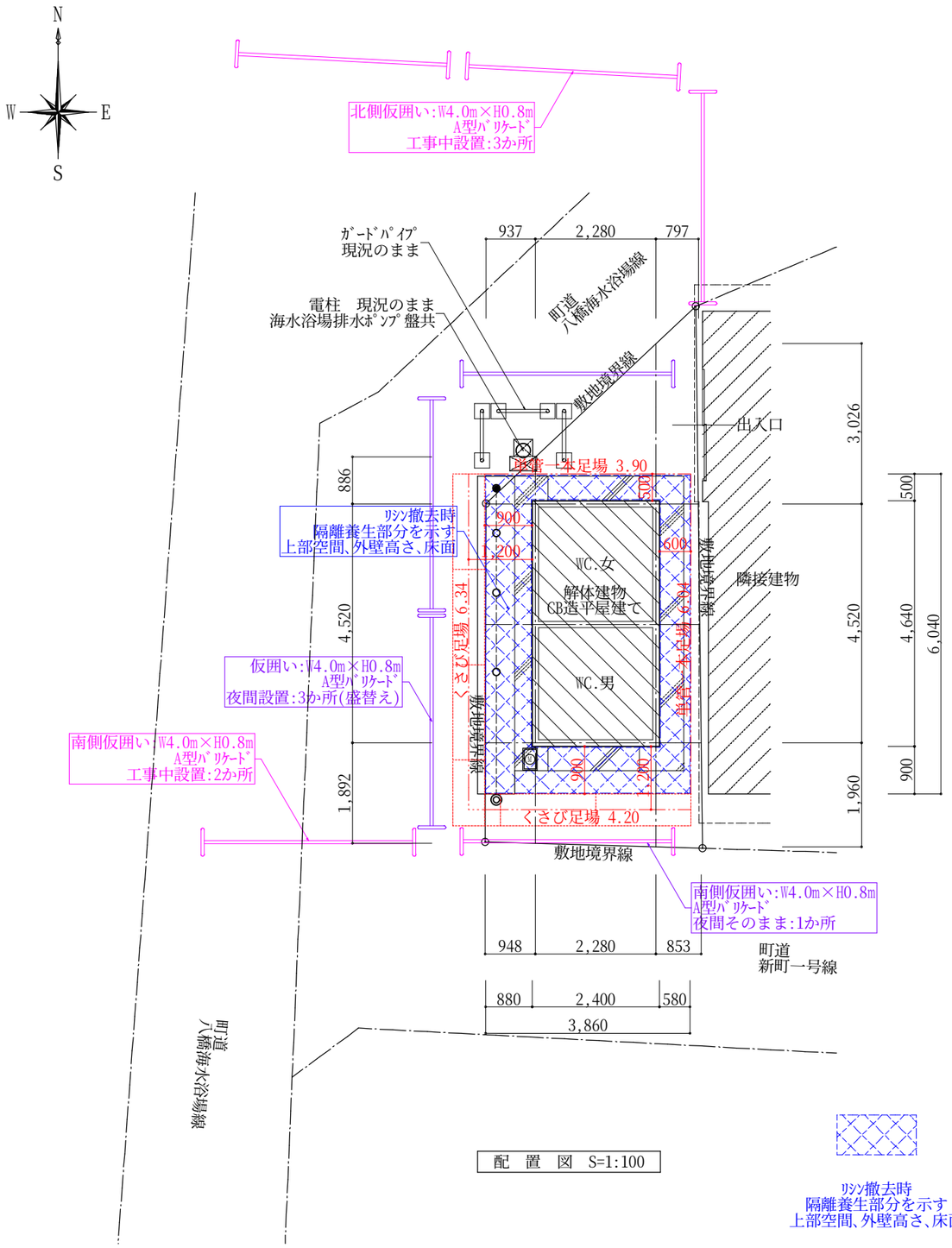


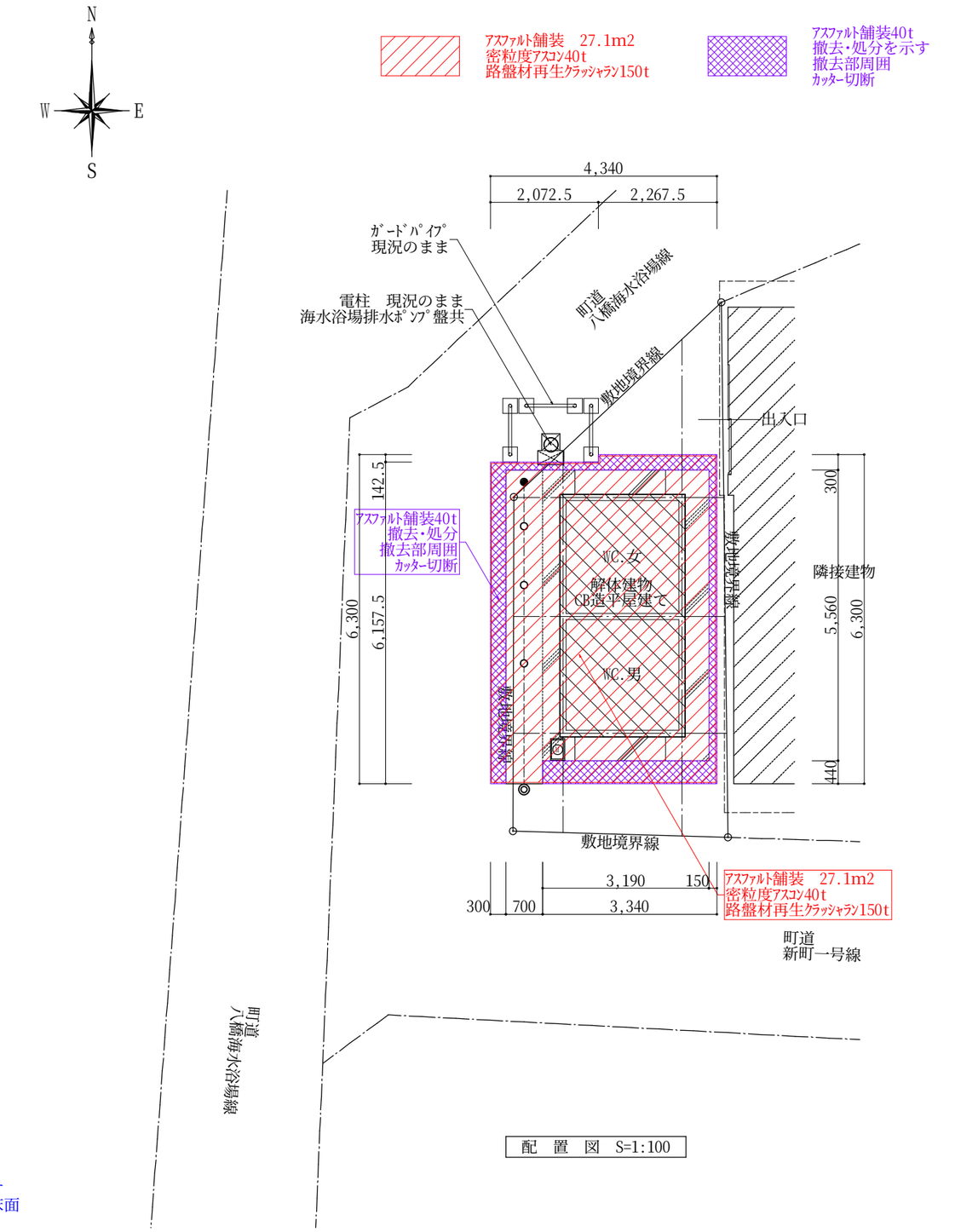
断　面　図　S=1:30



HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE		NO.
			八橋海岸西側トイレ解体工事		A－5
			立面図、断面図、建具表	S=1:30 S=1:100	DRAWING NO 2026.10

ARCH 琴浦事務所
有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599

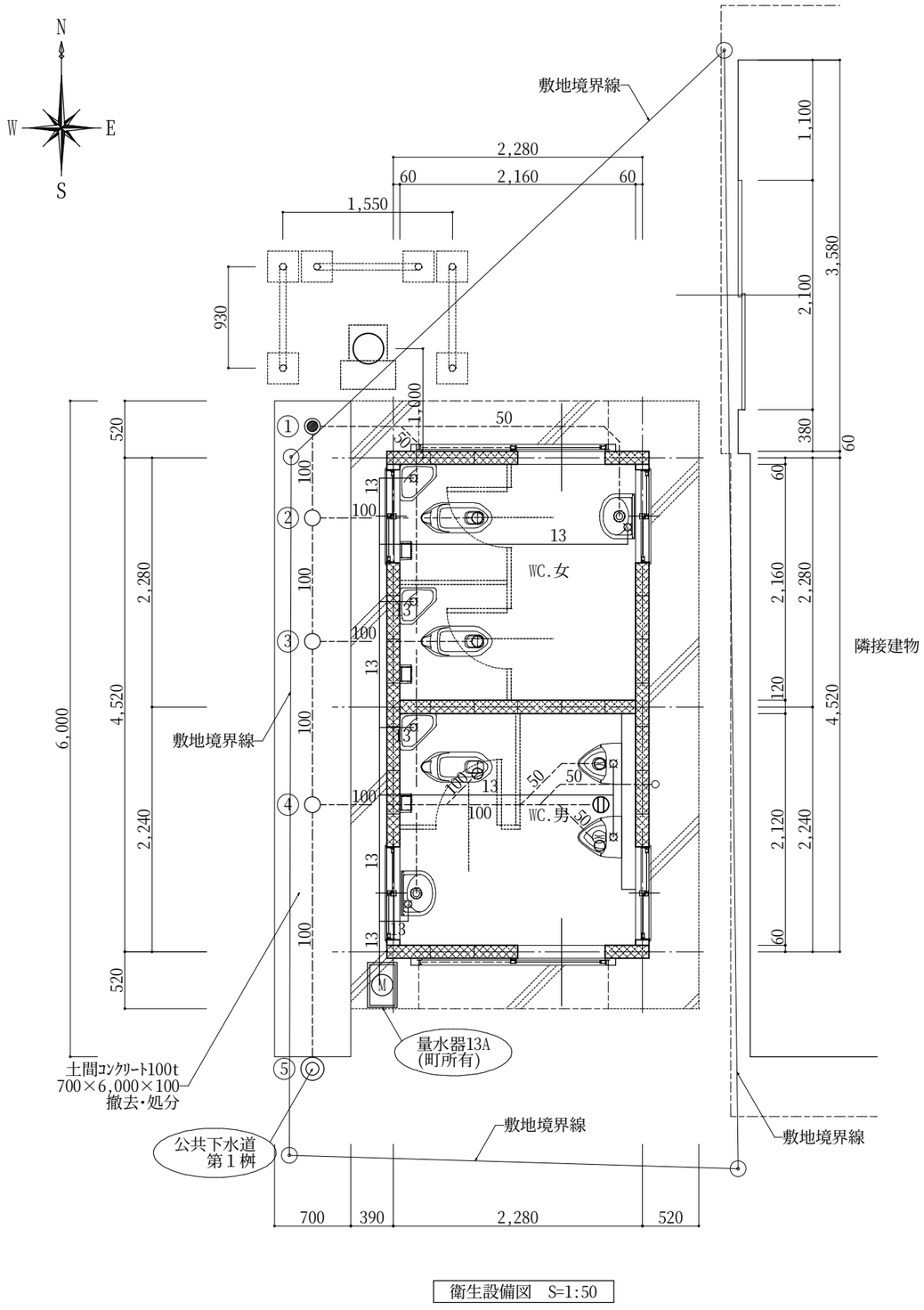




○外部足場はスラブ天端+1,000とする

	HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE		NO.
				八橋海岸西側トイレ解体工事		A － 6
				仮設計画図、外部撤去図	S=1:100	DRAWING NO 2026.10

ARCH 琴浦事務所
有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599



衛生設備図　S=1:50

名　称	符号	仕様・その他
ﾄﾗｯﾌﾟ桝	①	φ150×350H　撤去・処分
段付桝	②	φ150×400H　撤去・処分
段付桝	③	φ150×450H　撤去・処分
段付桝	④	φ150×510H　撤去・処分
公共汚水桝	⑤	公共汚水桝　φ200×550H(H1040)　現況のまま　※配管撤去部ｷｬｯﾌﾟ止め

名　称	数量	仕様・その他
和風便器	3	床上給水和風大便器(専用金具共)、隅付ﾛｰﾀﾝｸ、紙巻器(ｽﾃﾝﾚｽ製)
床置小便器	2	床置床排水小便器(附属品共)、小便器自動ﾌﾗｯｼｭﾊﾞﾙﾌﾞ
壁掛洗面器	2	平付壁掛洗面器(附属金具共)、単水栓、水石けん入れ
通気弁	1	屋外設置用ﾄﾞﾙｺﾞ通気弁50A用

○既存給水管：HIVP13A　撤去・処分　※量水器部にてｷｬｯﾌﾟ止め（量水器は町引取）

○既存排水管：すべて撤去・処分　※公共下水道第1桝部にてｷｬｯﾌﾟ止め（公共第1桝は現況のまま）

○既存通気管：VP50A　撤去・処分

HEAD	CHIEF	DRAW	TITLE			NO.
			八橋海岸西側トイレ解体工事			A － 6
			機械設備図	S=1:50		DRAWING NO 2026.10

ARCH 琴浦事務所
有限会社 アーク設計工房
一級建築士 第262287号 杉嶋　信次
TEL 0858-52-3599/FAX 0858-52-3599